

外国居住の年金受給権者様

「在留証明書」等の提出について

外国居住の年金受給権者及び加給年金額対象者並びに遺族年金受給者の方にお願ひします。現況確認のために「現況届」とともに、下記書類を提出期限までに提出してください。期限までに提出されない場合は、年金の支払いが一時止まりますので、ご注意ください。提出書類については、誕生月を含めて過去6ヶ月以内に証明を受けたものが有効です。また、外国に居住していた人が、日本国内に居住地を戻したとき及び外国で転居された際には、住所変更報告書の提出が必要となりますので、速やかにご連絡をお願い申し上げます。

記

1 提出書類

①日本国籍の方

「在留証明書」(日本語訳) …日本大使館または総領事館発行のもの

②外国籍の方・「在留証明書」の発行が居住国内で受けられない方

「住民登録証」(日本語訳)・公証書(日本語訳)等…公的機関発行のもの

(加給年金対象者、遺族認定者がいる方はその方の分も含みます。)

上記、日本語訳が添付されていない場合及び提出期限までにご提出いただけない場合には、年金のお支払いを一時差止めることとなります。そうならないためにも、必ずご提出ください。

2 提出期限：西暦2019年度 現況届 提出日程表をご確認ください。

<西暦2019年度 現況届の提出日程表>

受給権者の生年月日	提出期日	受給権者の生年月日	提出期日
4/2~6/1生	2019.5.8(水)	10/2~12/1生	2019.11.8(金)
6/2~8/1生	2019.7.8(月)	12/2~2/1生	2020.1.8(水)
8/2~10/1生	2019.9.6(金)	2/2~4/1生	2020.3.6(金)

3 提出先(下記の線の部分を切り取り、封筒に貼ってお送りください。)

A I R M A I L J A P A N
TO : SECRETARIAT TO MUTUAL BENEFIT ASSOCIATION FOR TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT EMPLOYEES PENSION SECTION 東京都職員共済組合事務局年金保険部年金課 3-17-1 TOYAMA SHINJUKU-KU TOKYO 162-0052

<問い合わせ先>

東京都職員共済組合事務局年金 保険部年金課 年金給付班

TEL: 03-3232-4755